

業界団体 各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公 印 省 略)

土地取引における届出の徹底について（お知らせ）

日頃から、鎌倉市のまちづくり行政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、鎌倉市内での土地取引行為においては、一定規模以上の土地の取引を行う場合、その面積に応じて「まちづくり条例」「国土法」「公拡法」の届出が必要です。これらの法令は、周辺環境に大きな影響を与える大規模な土地等の利用転換や計画について、早期にその動向を把握し、計画的かつ適正な土地利用を誘導することを目的としています。

しかし、届出対象の土地取引であるにもかかわらず、届出がなされずに取引が行われる、または取引後に届出がされない事例が複数発生しており、計画的かつ適正な土地利用を誘導できない状況です。これは法令の趣旨に反することから、各法令の趣旨をご理解いただき、目的を達成できるよう、届出が必要な面積や届出時期について、別紙のリンク集（各法令のしおり）をご確認ください。鎌倉市内での土地取引に関して、手続き漏れがないよう事業者の皆様への周知にご協力をお願いします。

なお、鎌倉市内の土地取引については、鎌倉市以外の事業者の方も行われていることから、近隣の支部へも共有いただけますと幸いです。

ご不明な点がございましたら、事務担当までお問い合わせください。

【事務担当】

鎌倉市まちづくり計画部 土地利用政策課 土地利用調整担当

電話：0467(23)3000（内線 2820、2823）

E-mail：tochiri@city.kamakura.kanagawa.jp

鎌倉市内で土地取引を行う方へのお知らせ リンク集

【鎌倉市まちづくり条例】

鎌倉市まちづくり条例の概要のチラシ（市リンク）

https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/tochiriyou/kaitetu/documents/zyourei_gaiyou.pdf



【大規模土地取引行為】

鎌倉市まちづくり条例に基づく大規模土地取引行為の届出についてのしおり（市リンク）

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/tochiriyouou/documents/daitoritebiki.pdf>



【公拡法】

公有地の拡大の推進に関する法律 にもとづく届出・申出のしおり（市リンク）

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/tochiriyou/kaitetu/documents/kouakuhoushiorir6ver.pdf>



【国土法】

国土利用計画法にもとづく土地売買等届出のしおり（県リンク）

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/967/kokudohou_shiori.pdf

